

令和5年度 建設事業主等に対する助成金（建設キャリアアップシステム（CCUS）関連の助成金一覧）

- 建設事業主団体**が中小構成員等に対し下記の**CCUSの普及促進に資する事業**を実施した場合に係る**経費を助成**
 - 事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料等の補助
 - 事業者登録、技能者登録又は見える化評価に関する申請手続きの支援（相談、情報提供等を含む）
 - カードリーダー等の導入に関する支援
- 建設事業主団体**がCCUSに関する研修会・講習会の開催など**評価・処遇制度の普及等に関する事業**を実施した場合に係る**経費を助成**
- 建設事業主**がCCUS技能者登録者に**技能実習を受講させた場合の賃金助成の単価を割増**して助成（時限措置を**令和5年度も延長**）

**1 人材確保等支援助成金
（建設キャリアアップシステム等普及促進コース）
（別添1のとおり）**

1 助成対象者 建設事業主団体（※1）

2 対象となる事業

- CCUS等登録促進事業**
建設事業主団体が、中小構成員等（※3）に対し、事業者登録料（※）や技能者登録料、レベル判定手数料、見える化手数料を補助する事業（※）原則、技能者登録と一体の場合に限る。
- CCUS等登録手続き支援事業**
建設事業主団体が、中小構成員等を対象に事業者登録や技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続きに関する支援を実施する事業
- CCUS就業履歴蓄積促進事業**
建設事業主団体が、中小構成員等を対象に建設現場で就業履歴を蓄積するカードリーダーなどの各種機器や専用アプリなどのソフトウェア等の導入について支援を行う事業

3 助成額
建設事業主団体が負担した経費×助成率

4 助成率
中小建設事業主団体（※2） 2 / 3
上記以外の建設事業主団体 1 / 2

5 上限額
上記2の①～③を合計した1団体における事業年度（4/1～3/31）の上限額
全国団体 : 3,000万円
都道府県団体 : 2,000万円
地域団体 : 1,000万円
※ 令和4年度創設

**2 人材確保等支援助成金
（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース）**

1 助成対象者 建設事業主団体（※1）

2 対象となる事業
CCUSの普及を目的とした**研修会・講習会の開催**など建設労働者の評価・処遇制度の普及等に関する事業

3 助成額
建設事業主団体が負担した経費×助成率

4 助成率
中小建設事業主団体（※2） 2 / 3
上記以外の建設事業主団体 1 / 2

5 上限額
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース内における他の事業も合計した1団体における事業年度（4/1～3/31）の上限額
全国団体 : 3,000万円
都道府県団体 : 2,000万円
地域団体 : 1,000万円
※ 令和元年度創設

**3 人材開分支援助成金
（建設労働者技能実習コース）**

1 助成対象者 中小建設事業主

2 対象となる技能実習

- 安衛法による教習及び技能講習、特別教育
- 能開法による技能検定試験のための事前講習
- 建設業則による登録基幹技能者講習
- 教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習 等

3 賃金助成額単価

① **労働者数20人以下の中小建設事業主**
【通常】8,550円/人日
↓
【CCUS登録者】9,405円/人日（1.1倍）

② **労働者数21人以上の中小建設事業主**
【通常】7,600円/人日
↓
【CCUS登録者】8,360円/人日（1.1倍）

※ 令和元年度創設
※ 令和2年度単価改訂・時限措置延長
※ 令和3年度時限措置延長
※ 令和4年度時限措置延長
※ 令和5年度時限措置延長

※1 建設事業主団体 : 構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体

※2 中小建設事業主団体 : 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体

※3 中小構成員等 : 建設事業主団体の構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、構成員と元下関係になるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方